

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人国立科学博物館)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気料(本館)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京電力株式会社	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		39,360,648円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
電気料(分館)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京電力株式会社	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		11,321,779円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
電気料(筑波)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京電力株式会社	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		16,788,946円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
電気料(自然園)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京電力株式会社	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		1,833,700円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
ガス使用料(本館)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京ガス株式会社	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		13,677,255円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
水道料(分館)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京都水道局	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		1,913,170円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	
水道料(本館)	経営管理部長 平野仁司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	東京都水道局	供給可能な業者が1であるため(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)		2,595,454円	—	—	供給可能な業者が1であるため	8	

産業センター賃料 一式	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立 科学博物館 東京都台 東区上野公園7-20	平成20年4月1日	三井不動産株式会社	当該場所で行えば事 務を行うことが不可能 であることから場所が 限定され、供給者が一 に特定される賃貸借契 約であるため。(会計規 程第14条第1項第3号 及び同契約事務取扱 規則第5条第1号キ)	非公表	17,878,668円	-	-	研究や会議を行う空間の他、産業 技術史資料や研究文献の保管が 出来ることが望ましい。そのため には広さは最低限200㎡以上が 必要であり、資料の散逸を防ぐた め重要文化財に準じるような重要 資料も一時的に預かることを想定 すると昼夜間問わず警備・防災体 制には万全を期すことが要求され る。また立地についても展示施設 を併設していることを考慮しても、 入場者の交通の利便性に優れて いることが必要である。これら条 件に当てはまる物件として、広報 的な観点から見ても非常に最適な 物件である。	5	
YS-11型JA8610号機蔵置 に伴う建物一時使用	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立 科学博物館 東京都台 東区上野公園7-20	平成20年4月1日	全日本空輸株式会社	当該場所で行えば事 務を行うことが不可能 であることから場所が 限定され、供給者が一 に特定される賃貸借契 約であるため。(会計規 程第14条第1項第3号 及び同契約事務取扱 規則第5条第1号キ)	非公表	7,590,240円	-	-	国立科学博物館所有YS-11型航 空機(JA8610型)は当館の展示計 画及び保管スペースの関係上、 全日本空輸(株)が東京国際空港内 に所有する東京第1号格納庫にて 保管を行っている。同機を引き続 き良好な状態で保管する為のス ペース並びに整備環境を有する 施設は、上記格納庫以外ない。	5	
平成20年～平成22年度国立科 学博物館本館庁舎等機械警備 業務 一式	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立 科学博物館 東京都台 東区上野公園7-20	平成20年4月1日	セコム(株)	機械警備業務の実施に あたっては、機械警備 装置が必要となるもの であるが、当館におい ては、同社の機械警備 装置を既に有しており、 他の業者が行う場合 は、旧機械の撤去及び 新機械の設置に多額の 費用及び期間を要する ことから、同社と契約す る方が有利である。(会 計規程第14条第1項 第3号及び同契約事務 取扱規則第5条第1号 キ)	非公表	26,702,280円	-	-	当館では、昭和45年からセコム 株式会社の機械警備業務を実施 している。同社は、緊急事態発生 時においては、半径4kmの範囲 内にパトロールカーを配置して おり、万一、非常事態が発生した場 合においても速やかに警備員が 現場に到着し、適切な処置を実施 する体制が敷かれている。これま での実績においても、機械警備シ ステムに長年の実績を有して おり、その評価は組織的な警備網の 充実という点では他社を大きく凌 いでいるものである。また、機械警 備業務の実施にあたっては、機械 警備装置が必要となるものでは あるが、当館においては、同社の機械 警備装置を既に有しており、他の 業者が行う場合は、旧機械の撤 去及び新機械の設置に多額の費 用及び期間を要することから、同 社と契約する方が有利である。	19	

独立行政法人財務会計システムサポート 一式	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	富士通(株)	プログラムソフトウェアの製造メーカーとして著作権を有し、さらにシステム構成を十分に熟知している富士通株式会社のみである。(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)	非公表	1,999,368円	—	—	本件の対象となる前システム及び新システムは、当館仕様に基づく富士通株式会社の提案・構築による構成となっており、財務会計システムのプログラムソフトウェアに関しては、富士通株式会社の製造となっており、著作権を有しているものである。また、販売・保守の形態においても他社を介せず、直接実施しているものである。以上の理由により、本件必要要件をすべて満たすのは、プログラムソフトウェアの製造メーカーとして著作権を有し、さらにシステム構成を十分に熟知している富士通株式会社のみである	19	
平成20年度国立科学博物館新館展示情報システム保守・運用管理業務 一式	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	このシステムは、パナソニックSSマーケティング(株)が、構築、施工を行い、システムを熟知している。(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)	非公表	54,212,634円	—	—	展示情報システムはネットワークシステム及びサーバーにて地球館及び日本館の情報端末を運用管理している。このシステムは、来館者に展示解説を提供するものであり、常に展示室で稼働しているものでもある。よって、状況管理、システム調整を迅速に対応しなければならない。このシステムは、パナソニックSSマーケティング(株)が、構築、施工を行い、システムを熟知している。	19	
国立科学博物館全地球型映像システム保守業務	経営管理部長 平野仁 司 独立行政法人国立科学博物館 東京都台東区上野公園7-20	平成20年4月1日	株五藤光学研究所	360度に映し出す技術をもっているのは開発した株五藤光学研究所であるため、このシステムを熟知している。(会計規程第14条第1項第3号及び同契約事務取扱規則第5条第1号キ)	非公表	4,870,110円	—	—	全地球型映像システムは、愛知万博で360度スクリーン映像として展示をしていたものであり、愛知万博終了後、引継ぎし当館での展示を開始した。この映像システムは、12台のプロジェクターを使用し、コンピューター制御により映像を組合せ、360度に映し出すシステムとなっている。360度に映し出す技術をもっているのは開発した株五藤光学研究所である。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」